令和8年６月より、診療報酬改定が行われます。
当院は、**電子的診療情報連携体制整備加算の届出**をしております。

１、オンライン請求を行っています。

２、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

３、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。

４、電子処方箋を発行する体制を導入予定です。

５、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

６、マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ・ポスター掲示を行っています。

７、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行う事について、院内の見やすい場所に掲載しています。

永仁醫院　院長